

昭和四十八年大蔵省・農林省令第一号

農水産業協同組合貯金保険法施行規則

農水産業協同組合貯金保険法第三十六条第二項、第四十一条、第四十三条第三号、第四十四条及び第五十条第一項の規定に基づき、農水産業協同組合貯金保険法施行規則を次のように定める。

(保護預り契約の内容)

第一条 農水産業協同組合貯金保険法施行令（昭和四十八年政令第二百一号。以下「令」という。）第一項に規定する保護預り契約は、農林債の購入者があつてはその性質、支出にあつてはその目的に従つて区分する。

第一条に規定する保護預り契約は、農林債の購入者があつてはその性質、支出にあつてはその目的に従つて区分する。

(業務方法書の記載事項)

第一条の二 農水産業協同組合貯金保険法（昭和四十八年法律第五十三号。以下「法」という。）第三十六条第二項に規定する主務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 保険関係に関する事項

二 保険金及び仮払金に関する事項

三 法第六十条第一項若しくは第三項の規定により取得し、又は法第七十条第一項の買取りを行うことにより取得した債権の行使に関する事項

四 法第六十九条の三の規定による資金の貸付けに関する事項

五 資金援助に関する事項

六 貯金等債権の買取りに関する事項

七 法第五章の規定による協定債権回収会社に対する出資その他同章の規定による業務に関する事項

八 法第八十六条第二項の規定による管理人又は管理人代理の業務に関する事項

九 法第七章の規定による優先出資の引受け等その他同章の規定による業務に関する事項

十 法第七章の二の規定による特別監視その他同章の規定による業務に関する事項

十一 法第一百十一条又は法第一百十二条においてそれぞれ準用する法第六十九条の三の規定による資金の貸付け及び法第一百十二条の二の規定による資産の買取りに関する事項

十二 農水産業協同組合の再生手続の特例等に関する法律（平成十二年法律第九十五号）第二章及び第三章の規定による貯金者表の提出その他これらの規定による業務に関する事項

十三 業務の委託に関する事項

十四 その他法第三十四条に規定する業務の方法

(経理原則)

第二条 農水産業協同組合貯金保険機構（以下「機構」という。）は、機構の財政状態及び経営成績を明らかにするため、財産の増減及び異動並びに収益及び費用をその発生の事実に基づいて経理しなければならない。

(勘定の設定)

第三条 機構の会計においては、一般勘定（法第四十一条に規定する一般勘定をいう。以下同じ。）及び危機対応勘定（法第五百五十五条第一項に規定する危機対応勘定をいう。以下同じ。）の別に貸借対照表勘定及び損益勘定を設け、また、必要に応じ、計算の過程を明らかにするための勘定を設けるものとする。

(予算の内容)

第四条 機構の予算は、予算総則及び収入支出予算とする。

第五条 予算総則には、収入支出予算に関する総括的規定を設けるほか、次に掲げる事項に関する規定を設けるものとする。

(予算総則)

一 第九条の規定による債務を負担する行為について、事項ごとにその負担する債務の限度額、その行為に基づいて支出すべき年限及びその必要な理由

二 第十条第二項の規定による経費の指定

三 前二号に掲げる事項のほか、予算の実施に関し必要な事項

(収入支出予算)

第六条 収入支出予算是、一般勘定及び危機対応勘定の別に収入にあつてはその性質、支出にあつてはその目的に従つて区分する。

(予算の添付書類)

第七条 機構は、法第三十九条の規定により予算について認可を受けようとするときは、次に掲げる書類を添付して農林水産大臣、財務大臣及び金融庁長官に提出しなければならない。ただし、同条後段の規定により予算の変更の認可を受けようとするときは、第一号の書類は、添付することを要しない。

一 前事業年度の予定貸借対照表及び予定損益計算書

二 当該事業年度の予定貸借対照表及び予定損益計算書

三 前二号に掲げるもののほか、当該予算の参考となる書類

(予備費)

第八条 予見することができない理由による支出予算の不足を補うため、収入支出予算に予備費を設けることができる。

(債務を負担する行為)

第九条 機構は、支出予算の金額の範囲内におけるもののほか、その業務を行なうために必要があるときは、毎事業年度、予算をもつて農林水産大臣、財務大臣及び金融庁長官の認可を受けた金額の範囲内において、債務を負担する行為をすることができる。

(予算の流用等)

第十条 機構は、支出予算については、当該予算に定める目的の外に使用してはならない。ただし、予算の実施上適當かつ必要であるときは、第六条の規定による区分にかかわらず、相互流用することができる。

2 機構は、予算総則で指定する経費の金額については、農林水産大臣、財務大臣及び金融庁長官の承認を受けなければ、それらの経費の間又は他の経費との間に相互流用し、又はこれに予備費を使用することができない。

3 機構は、前項の規定による承認を受けようとするときは、その理由、金額及び積算の基礎を明らかにした書類を農林水産大臣、財務大臣及び金融庁長官に提出しなければならない。

(資金計画)

第十一条 法第三十九条の資金計画には、次の事項に関する計画を掲げなければならない。

一 資金の調達方法

二 資金の使途

三 その他必要な事項

2 機構は、法第三十九条後段の規定により資金計画の変更の認可を受けようとするときは、変更しようとする事項及びその理由を記載した申請書を農林水産大臣、財務大臣及び金融庁長官に提出しなければならない。

(収入支出等の報告)

第十二条 機構は、四半期ごとに、収入及び支出については合計残高試算表により、第九条の規定により負担した債務については事項ごとに金額を明らかにした報告書により、当該四半期経過後一月以内に、農林水産大臣、財務大臣及び金融庁長官に報告しなければならない。

(事業報告書)

第十二条の二 法第四十条第一項の事業報告書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 機構の概要

イ 事業内容

ロ 事務所（從たる事務所を含む。）の所在地

ハ 資本金の額及び政府の出資額（前事業年度末からのそれぞれの増減を含む。）

ニ 役員の定数、氏名、役職、任期及び経歴

ホ 職員の定数（前事業年度末からの増減を含む。）
ヘ 機構の沿革（設立の根拠がある旨を含む。）

ト 主務大臣が農林水産大臣、財務大臣及び内閣総理大臣である旨
チ 運営委員会に関する事項その他の機構の概要

二 当該事業年度及び前事業年度までの事業の実施状況

三 資金計画の実施の結果

四 当該事業年度及び前事業年度までの借入金の借入先、借入れに係る目的及び借入金額

五 当該事業年度及び前事業年度までに受け入れた国の補助金その他これに準ずるもの（以下「国庫補助金等」という。）の名称、目的及び金額

六 機構が行つた出資の目的及び金額、当該出資先の概要その他の出資に関する事項

七 機構が対処すべき課題

（決算報告書）

第十三条 法第四十条第二項の決算報告書は、収入支出決算書及び債務に関する計算書とする。

2 前項の決算報告書には、第五条の規定により予算総則に規定した事項に係る予算の実施の結果

を示さなければならない。

（収入支出決算書等）

第十四条 前条第一項の収入支出決算書は、収入支出予算と同一の区分により作成し、かつ、これ

に次の事項を記載しなければならない。

一 収入

イ 収入予算額

ハ 収入決定済額

二 支出

イ 支出予算額

ハ 支出決定済額

三 予備費の使用の金額及びその理由

イ 流用の金額及びその理由

ハ ニ 収入予算現額

ホ ニ 収入決定済額

ヘ 不用額

（附属明細書）

第十五条 法第四十条第三項の附属明細書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 機構に対する出資に関する事項

イ 出資者及び出資額の明細（出資者ごとの前事業年度末からの増減を含む。）

二 国政府の出資に係る国の会計区分

イ 引当金の明細（引当金の種類ごとの前事業年度末からの増減を含む。）

二 主な資産及び負債の明細に関する事項

イ 長期借入金の明細（借入先、借入先ごとの前事業年度末からの増減を含む。）

二 債券を発行することができない旨

（余裕金の運用方法）

二 主な費用及び収益に関する事項

イ 国庫補助金等の明細（当該事業年度に受け入れた国庫補助金等の名称、国の会計区分並びに国庫補助金等と貸借対照表及び損益計算書における関連科目との関係についての説明を含む。）

ロ 役員及び職員の給与の明細
ハ その他の機構の事業の特性を踏まえ、重要と認められる費用及び収益の明細

（閲覧期間）

第十六条の四 法第四十条第三項に規定する主務省令で定める期間は、五年とする。

第十七条の三 法第四十条第三項に規定する主務省令で定める期間は、五年とする。

第十七条 法第四十三条第三号に規定する主務省令で定める方法は、金銭信託とする。

（会計規程）

第十八条 機構は、その財務及び会計に関する事項を記載した申請書を農林水産大臣、財務大臣及び金融庁長官に提出しなければならない。

（余裕金の運用方法）

第十九条 法第五十条第一項に規定する主務省令で定める書類は、別紙様式第一による保険料計算書とする。

(利息等の額等)

第二十条 令第十条第一項第四号に規定する主務省令で定めるものは、同号に規定する信託契約に係る収益の分配を行うまでの間、当該信託契約に係る信託財産の運用により生じた収益について、当該収益を元本とする元本補てんの契約をした金銭信託により運用しているものであつて、当該金銭信託の元本の額に相当するものとする。

2 令第十条第二項に規定する同条第一項各号に掲げるものの額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める金額に相当する額とする。

一 令第十条第一項第一号に規定する利息のうち普通貯金、貯蓄貯金、出資予約貯金、納税貯蓄組合貯金、納税準備貯金及び別段貯金に係るもの 当該貯金契約に基づき計算される利息のうち、直前の利払いの日(利払いがされていない場合には預入の日)から保険事故が発生した日までの期間に対応する金額

二 令第十条第一項第一号に規定する利息のうち前号に掲げる貯金以外の貯金に係るもの 当該貯金契約に基づき満期時まで有していた場合に適用される利率により計算される利息のうち、預入の日から保険事故が発生した日までの日数につき日割計算により算出した金額

三 令第十条第一項第二号に規定する給付補てん金 定期積金契約に基づき満期時まで有していた場合に適用される利率により計算される当該給付補てん金のうち、当初払込金の払込みの日から保険事故が発生した日までの日数につき日割計算により算出した金額

四 令第十条第一項第三号に規定する収益の分配 同号に規定する利益の補足に係る契約に基づき計算される当該収益のうち、当該契約の日から保険事故が発生した日までの日数につき日割計算により算出した金額

五 令第十条第一項第四号に規定するもの 前項に規定するものの保険事故が発生した日における額のうち、法第五十六条第一項に規定する元本の額に応する金額

六 令第十条第一項第五号に規定する利息 当該農林債に係る発行要項に基づき計算される利息のうち、利息計算の起算の日から保険事故が発生した日までの日数につき日割計算により算出した金額

七 令第十条第一項第六号に規定するもの 同号に規定する金額のうち、当該農林債の購入の日から保険事故が発生した日までの日数につき日割計算により算出した金額

(貯金等情報)

第二十一条 法第五十七条の二第二項(法第六十九条の二第一項の規定により特定決済債務(同項に規定する特定決済債務をいう。以下この条において同じ。)に係る債権を支払対象決済用貯金(法第五十六条の二第一項に規定する支払対象決済用貯金をいう。第二十二条の二第一項第二号において同じ。)に係る債権とみなして適用する場合を含む。)に規定する主務省令で定める事項において同じ。)に係る債権とみなして適用する場合を含む。)に規定するデータベースの区分に応じ、当該各号に定めて適用する場合を含む。)に規定するデータベースの区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

一 名寄せ顧客ファイル 貯金者等(法第二条第三項に規定する貯金者等をいう。以下この条及び第二十二条の二において同じ。)の氏名又は名称、生年月日又は設立年月日、顧客番号、電話番号その他の事項で機構が電子情報処理組織を用いて速やかに貯金者等の特定を行うために必要と認めるもの

二 顧客ファイル 貯金者等の氏名又は名称、住所若しくは居所又は営業所若しくは事務所の所在地、郵便番号、顧客番号その他の事項で機構が貯金者等との連絡を円滑に行うために必要と認めるもの及び貯金者等に係る法第五十六条第一項に規定する利息等に係る所得税法(昭和四十一年法律第三十三号)その他の所得税等に関する法令の規定の適用に関する事項で機構が必要と認めるもの

三 貯金ファイル 顧客番号、貯金等(法第二条第二項に規定する貯金等をいう。以下この条及び第二十二条の二において同じ。)の口座に関する事項(口座番号、口座開設日等をいう。)、貯金等に係る債権の内容に関する事項(貯金等の種目、元本の額、利率、預入日、満期日等をいう。)、当該貯金等に係る債権を目的とする担保権の設定に関する事項、貯金等に係る法第五

十六条第一項に規定する利息等に係る所得税法その他の所得税等に関する法令の規定の適用に関する事項その他の事項で機構が貯金等に係る債権の内容を把握するために必要と認めるもの

四 総合 当該貸越担保貯金ファイル 貯金等の種目及び口座番号、担保貯金等(担保権の目的となつている貯金等に係る債権をいう。第六号において同じ。)の種目及び口座番号その他の事項で機構が貸越しの存する貯金等の口座を特定し、かつ、当該貸越しのために担保権の目的となつている貯金等の口座を特定するために必要と認めるもの

五 債務ファイル 顧客番号、貸付残高、未収利息額その他の事項で機構が貯金担保貸付(貯金等に係る債権を担保権の目的とする貸付けをいう。)に係る債務者を特定し、かつ、当該債務者の債務の額を算出するのに必要と認めるもの

六 債務担保貯金ファイル 顧客番号、担保貯金等の種目及び口座番号その他の事項で機構が前号の債務者の有する債務に係る担保貯金等の口座を特定するために必要と認めるもの

七 特定決済債務ファイル 特定決済債務に係る債権の額その他の事項で機構が特定決済債務に係る債権の内容を把握するために必要と認めるもの

八 前各号に掲げるもののほか、貯金等に係る債権及び特定決済債務に係る債権の額を速やかに把握するために必要なものとして機構が別に定めるファイル 当該ファイルの目的等に応じ機構が必要と認める事項

法第五十七条の二第二項の農水産業協同組合が貯金者等の個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年法律第二十七号)第二条第五項に規定する個人番号をいう。)又は法人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号をいわゆる法人番号といふ。)を記録している貯金等についての前項の規定の適用については、同項第一号中「顧客番号」とあるのは「顧客番号、個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年法律第二十七号)第二条第五項に規定する個人番号をいう。)又は法人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第二条第十五項に規定する法人番号をいわゆる次号において同じ。)」と、同項第二号中「貯金者等に」とあるのは「法人番号その他の貯金者等に」とする。

(貯金等情報の提出方法)

第二十二条 法第五十七条の二第二項の規定により資料の提出を求められた農水産業協同組合は、機構が示す様式に従つて前条第一項各号(同条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)に定める事項を記録したデータベースを機構が指定する磁気テープ(これに準する方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。次条第一項第三号において同じ。)をもつて調製し、又は当該データベースを電子情報処理組織を使用して提出しなければならない。

一 支払対象貯金等(法第五十六条の三第一項第一号に規定する支払対象貯金等をいう。第四号において同じ。)に係る保険金の支払又はその払戻しを円滑にできるようにするために、農水産業協同組合が機構から貯金等に係る債権に関するデータを受け取つた後、速やかに当該データを貯金等の払戻しを行つてゐる電子情報処理組織(農水産業協同組合の電子計算機と当該農水産業協同組合又は他の農水産業協同組合その他の金融機関の現金自動支払機又は現金自動預入払出兼用機を電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。第三項において同じ。)において処理することができるようにするための措置

二 前号のデータを用いて支払対象決済用貯金の払戻しを行うことができるようにするための措置

いる場合に限る。)。当該買取金銭債権の取得価額と当該弁済を受けた金額との差額に相当する金額

二 買取金銭債権に係る債務者の財産の状況、支払能力等からみて当該買取金銭債権の全額について弁済を受けることができないことが明らかとなつたこと。当該買取金銭債権の取得価額に相当する金額

三 買取土地等の譲渡の対価として支払を受けた金額が当該買取土地等の取得価額を下回つたこと。

四 買取土地等以外の買取資産の譲渡の対価として支払を受けた金額が当該買取土地等以外の買

取資産の取得価額を下回つたこと。当該買取土地等以外の買取資産の取得価額と当該支払を

受けた金額との差額に相当する金額

五 買取有価証券等についてその償還金、払戻金又は残余財産の分配金として支払を受けた金額

が当該買取有価証券等の取得価額と当該支

払を受けた金額との差額に相当する金額

六 買取金銭債権に係る貸倒引当金への繰入れを行つたこと。当該繰入れを行つた貸倒引当金

の額に相当する金額

(農水産業協同組合の申出)

第二十九条 農水産業協同組合は、法第八十三条第二項及び第五項の規定による申出を行おうとするときは、申出書に次に掲げる書類を添付して都道府県知事(当該農水産業協同組合が農林水産大臣及び内閣総理大臣の監督に係るものであるときは、農林水産大臣及び金融庁長官)に提出しなければならない。

一 理由書

二 最終の貸借対照表、損益計算書及び剩余金の処分の方法を記載した書面又は損失の処理の方

法を記載した書面並びに最近の日計表

三 有価証券その他当該農水産業協同組合において時価評価が可能な資産の当該申出の日の直前

の評価額及び評価損益を記載した書類

四 その他参考となるべき事項を記載した書類

(管理人の職務を行なうべき者の指名等)

第三十条 法第八十三条第一項に規定する管理を命ずる处分があつた場合において、管理人に選任された者が法人であるときは、当該法人は、役職員のうち管理人の職務を行なうべき者を指名し、その旨を都道府県知事(処分に係る農水産業協同組合が農林水産大臣及び内閣総理大臣の監督に係るものであるときは、農林水産大臣及び金融庁長官)及び当該管理を命ずる处分を受けた農水産業協同組合に通知しなければならない。(負担金又は特定負担金の決定に係る報告事項)

第三十一条 法第三十五条第五号に規定する主務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 法第一百九条第一項の規定により政府の補助を受けた金額

二 法第一百九条第二項の規定により国庫に納付した金額

(負担金納付の際の提出書類)

第三十二条 法第一百七条第一項に規定する主務省令で定める書類は、別紙様式第二による算書とする。

(負担金の額の計算上除かれる負債)

第三十三条 法第一百七条第二項に規定する主務省令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 農林中央金庫法施行規則(平成十三年内閣府・農林水産省令第十六号)第一百七条第二項第一号、農業協同組合法施行規則(平成十七年農林水産省令第二十七号)第一百九十二条第二項及び水産業協同組合法施行規則(平成二十年農林水産省令第十号)第一百九十四条第二項の規定に基づき計上された引当金(債務性のない負債性引当金に限る) 第一百九十四条第二項の規定に基く

二 金融商品取引責任準備金(金融商品取引法第四十八条の三第一項の金融商品取引責任準備金をいう。)

三 繰延税金負債(農林中央金庫法施行規則第一百十一条第一項に規定する別紙様式第八号若しくは別紙様式第九号、農業協同組合法施行規則第二百二十二条第三項に規定する別紙様式第六号(一)若しくは別紙様式第七号(一)又は水産業協同組合法施行規則第一百二十二条に規定する別紙様式第二号(一)若しくは別紙様式第四号(一)の貸借対照表(次号において「各貸借対照表」という。)に記載された繰延税金負債をいう。)

四 再評価に係る繰延税金負債(各貸借対照表に記載された再評価に係る繰延税金負債をいう。)

(危機対応勘定の損益計算書上の利益金)

五 第三百四十四条 法第一百九条第二項に規定する主務省令で定めるところにより計算した金額は、第十八条第一項に規定する会計規程に基づく危機対応勘定の損益計算書に記載された当期利益金の額とする。

(機構の提出書類)

第三十五条 令第三十六条第二項に規定する主務省令で定める書類は、法第一百九条第二項の規定により機構が国庫へ納付する金額の計算の基礎を明らかにした書類とする。

(回収等停止要請の対象となる権利の行使)

第三十六条 法第一百十条の八に規定する主務省令で定める債権者としての権利の行使は、特別監視指定に係る農林中央金庫の債権者として農林中央金庫に対し行う裁判上又は裁判外の行為の全部又は一部とする。

(特定負担金納付の際の提出書類)

第三十七条 法第一百十条の十七第二項に規定する主務省令で定める書類は、別紙様式第三による特定負担金計算書とする。

(特定負担金の額の計算上除かれる負債)

第三十八条 法第一百十条の十七第二項に規定する主務省令で定めるものは、第三十三条各号に掲げるるものとする。

(信用事業譲渡等の場合に各別に異議の催告をすることを要しない債権者)

第三十九条 令第四十二条に規定する債権者で主務省令で定めるものは、共済契約に係る債権者及び保護預り契約に係る債権者とする。

(金融システムと関連性を有する取引)

第四十条 法第一百十八条の三第二項に規定する主務省令で定めるものは、取引所の相場その他の市場の相場がある商品に係る取引又はこれに準ずる取引で農水産業協同組合を当事者の一方とする契約に係る取引とする。

(特定解除等)

第四十一条 法第一百十八条の三第二項に規定する主務省令で定めるものは、契約に係る取引を行つてゐる農林中央金庫に関連措置等(同条第一項に規定する関連措置等をいう。)が講じられた場合に、当該取引を行つてゐる当事者の双方の意思にかかるわらず、当該関連措置等が講じられた時において、当該契約に係る取引について生ずる次に掲げるものとする。

一 当該関連措置等が講じられた時における当該取引のそれぞれに係る評価額を合算して得られる純合計額が、当該当事者間における一の債権又は一の債務となること。

二 当該当事者間ににおける債務がその対当額につき消滅すること。

(経営の健全性の確保に支障が生じている農水産業協同組合)

第四十二条 法第一百十八条の五に規定する主務省令で定めるものは、次に掲げるものであつて、同

条の指導及び助言を行う必要があると機構が認めるものとする。

一 農業協同組合法(昭和二十二年法律第二百三十二号)第九十四条の二第三項の組合又は組合及びその子会社等の自己資本の充実の状況によつて必要があると認めるときに対する命令を受けた組合

二 水産業協同組合法(昭和二十三年法律第二百四十二号)第一百二十三条の二第三項の組合又は組合及びその子会社等の自己資本の充実の状況によつて必要があると認めるときに対する命令を受けた組合

三 農林中央金庫法(平成十三年法律第九十三号)第八十五条第二項の農林中央金庫又は農林中

央金庫及びその子会社等の自己資本の充実の状況によつて必要があると認めるときにする命令
を受けた農林中央金庫

附 則

(施行期日) この省令は、公布の日から施行する。

(保険料納付の際の提出書類の特例)

第二条 平成十五年及び平成十六年において保険料を納付する際の提出書類は、第十九条の規定にかかるわらず、別紙様式第一の二による保険料計算書とする。

(特定時金)

第三条 令附則第四条第三号に規定する主務省令で定める時金は、別段時金とする。

(決済用時金に係る利息の額等)

第三条の一 令附則第九条の二に規定する主務省令で定める特定時金に係る債権のうち令第十条第一項第一号に掲げるものの額は、当該時金契約に基づき計算される利息のうち、直前の利払いの日(利払いがされていない場合にあつては預入の日)から保険事故が発生した日までの期間に対応する金額に相当する額とする。

(業務の健全かつ適切な運営を確保するために必要な事項)

第四条 法附則第六条の七第一項の主務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 特定合併により設立される農水産業協同組合の事業執行の体制の整備

二 特定合併により設立される農水産業協同組合の事業の収支の改善

三 特定合併により設立される農水産業協同組合の自己資本の充実

(特別保険料の収納に係る業務方法書の記載事項)

第五条 法附則第九条第一項第三号に掲げる業務が行わる場合には、法第三十六条第二項の業務方法書には、第一条の二各号に掲げる事項のほか、特別保険料に関する事項を記載しなければならない。

(特別勘定が設けられている場合の責任準備金額)

第六条 法附則第九条第一項の規定により特別勘定が設けられている場合には、第十五条第一項の規定にかかるわらず、機構が毎事業年度累積して積み立てなければならない責任準備金の額は、次に掲げる金額とする。

一 法第四十一条に規定する一般勘定にあつては、当該事業年度における保険料、受取利息その他の収益(法附則第九条各号に掲げる業務に係るもの及び責任準備金戻入れを除く。)の合計額(以下「一般収益」という)から法第六十条の規定により取得した債権の償却費、法第六十一条第一項、法第六十二条第一項又は法第六十二条第一項に規定する資金援助により生じた損失の額、法附則第九条第二項の規定による一般勘定から特別勘定への繰入れ、事務取扱費、支払利息その他の費用(同条第一項各号に掲げる業務に係るもの及び責任準備金繰入れを除く。)及び第十五条第四項の規定による繰越欠損金の合計額(以下「一般費用等」という。)を控除した金額に相当する金額

二 法附則第九条第一項に規定する特別勘定にあつては、当該事業年度における特別保険料、受取利息、法附則第九条第二項の規定による一般勘定から特別勘定への繰入れその他の収益(同条第一項各号に掲げる業務に係るものに限り、責任準備金戻入れを除く。)の合計額(以下「特別収益」という。)から法第六十二条第一項、法第六十二条第一項又は法第六十二条第一項に規定する資金援助により生じた損失の額、法附則第八条第四項に規定する貯金等債権の特別買取りにより買い取った貯金等債権の償却費、事務取扱費、支払利息その他の費用(法附則第九条第一項各号に掲げる業務に係るものに限り、責任準備金繰入れを除く。)及び第十五条第四項の規定による繰越欠損金の合計額(以下「特別費用等」という。)を控除した金額に相当する金額

前項の規定により責任準備金が積み立てられてゐる場合には、第十五条第二項中「保険料等」とあるのは、「一般収益又は特別収益」と、「債権償却費等」とあるのは、「一般費用等又は特別費用等」とする。

2

(区分経理等)

第七条 法附則第九条第一項の規定により特別勘定が設けられている場合においては、第一条の二十二号中「法第三十四条」とあるのは「法附則第九条第三項において読み替えて適用する法第三十四条」と、第三条中「及び危機対応勘定」(法第百五条第一項に規定する危機対応勘定をいう。以下同じ。)とあるのは「危機対応勘定」(法第百五条第一項に規定する危機対応勘定をいう。以下同じ。)及び特別勘定(法附則第九条第一項に規定する特別勘定をいう。以下同じ。)と、第六条中「及び危機対応勘定」とあるのは「危機対応勘定及び特別勘定」と、第十四条中「危機対応勘定」とあるのは「特別勘定」と、「一般勘定」とあるのは「一般勘定及び危機対応勘定」とする。

(特別保険料納付の際の提出書類)

第八条 法附則第十条第二項において準用する法第五十条第一項に規定する主務省令で定める書類は、附則第二条に規定する別紙様式第一の二による保険料計算書とする。この場合において、同様式中「保険料計算書」とあるのは「特別保険料計算書」と、「IV 保険料」とあるのは「I V 特別保険料」と、「保険料率」とあるのは「特別保険料率」とする。

V 附 則 (昭和五四年四月六日大蔵省・農林水産省令第二号)

この省令は、昭和五十四年四月九日から施行する。

2 1 昭和五十四年六月三十日までに提出すべき保険料計算書については、なお従前の例による。

附 則 (昭和六一年八月二九日大蔵省・農林水産省令第二号)

この省令は、昭和六十一年九月一日から施行する。

2 1 附 則 (平成八年六月二二日大蔵省・農林水産省令第三号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成九年一二月一九日大蔵省・農林水産省令第一〇号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成一〇年五月二七日大蔵省・農林水産省令第七号)

この省令は、公布の日から施行する。

2 1 附 則 (平成一〇年六月三〇日総理府・大蔵省・農林水産省令第一三号)

この省令は、平成十二年七月一日から施行する。

附 則 (平成一二年六月三〇日総理府・大蔵省・農林水産省令第一五号)

この省令は、平成十二年七月一日から施行する。

附 則 (平成一二年六月三〇日総理府・大蔵省・農林水産省令第一八号)

この命令は、内閣法の一部を改正する法律(平成十一年法律第八十八号)の施行の日(平成十一年一月六日)から施行する。

附 則 (平成一三年三月三〇日内閣府・財務省・農林水産省令第一号)

(施行期日)

この命令は、平成十二年七月一日から施行する。

附 則 (平成一二年一月七日総理府・大蔵省・農林水産省令第一八号)

この命令は、内閣法の一部を改正する法律(平成十一年法律第八十八号)の施行の日(平成十一年一月六日)から施行する。

附 則 (平成一二年六月三〇日総理府・大蔵省・農林水産省令第一五号)

この命令は、平成十二年七月一日から施行する。

附 則 (平成一二年六月三〇日総理府・大蔵省・農林水産省令第一八号)

この命令は、平成十二年七月一日から施行する。

第一条 この命令は、平成十三年四月一日から施行する。

第二条 農水産業協同組合貯金保険法第六十三条の規定による適格性の認定に関する命令の廃止

この命令は、内閣法の一部を改正する法律(平成十一年法律第八十八号)の施行の日(平成十一年一月六日)から施行する。

(経過措置)

第三条 旧適格性の認定に関する命令第一項及び第二項の規定により提出された認定申請書並びに

同令第一項各号及び第二項各号に掲げる書類は、この命令による改正後の農水産業協同組合貯金保険法施行規則第二十四条の規定により提出されたものとみなす。

附 則 (平成一三年九月二八日内閣府・財務省・農林水産省令第四号)

この命令は、平成十三年十月一日から施行する。

附 則 (平成一三年二月二八日内閣府・財務省・農林水産省令第六号)

この命令は、平成十四年一月一日から施行する。

附 則 (平成一四年二月二七日内閣府・財務省・農林水産省令第一号)

この省令は、平成十五年一月一日から施行する。

附 則 (平成一五年三月二十五日内閣府・財務省・農林水産省令第一号)

第一条 この命令は、平成十五年四月一日から施行する。ただし、附則第五条の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置に係る承認の申請)

第二条 農水産業協同組合(農水産業協同組合貯金保険法及び農水産業協同組合の再生手続の特例等に関する法律の一部を改正する法律(以下「改正法」という。))による改正後の農水産業協同組合貯金保険法(以下「新貯金保険法」という。)第二条第一項に規定する農水産業協同組合をいう。以下同じ。)は、改正法附則第三条に規定する承認を受けようとするときは、平成十六年一月三十日までに、承認申請書に理由書を添付して農林水産大臣及び金融庁長官等(金融庁長官、財務局長又は福岡財務局長をいう。以下同じ。)に提出しなければならない。

官、財務局長又は福岡財務局長をいう。以下同じ。)に提出しなければならない。当該申請をした農水産業協同組合が特定決済債務(新貯金保険法第六十九条の二第一項に規定する特定決済債務をいう。以下同じ。)について各日においてその額を計算することが困難な理由があるかどうかを審査するものとする。

かを審査するものとする。

3 農水産業協同組合が改正法附則第三条に規定する承認を受けた場合において、平成十六年四月一日から平成十七年三月三十日までの間ににおけるこの命令による改正後の農水産業協同組合貯金保険法施行規則(以下「新貯金保険法施行規則」という。)附則第二条の規定の適用については、同条中「別紙様式第一の二による保険料計算書」とあるのは、「別紙様式第一の二による保険料計算書及び農水産業協同組合貯金保険法及び農水産業協同組合の再生手続の特例等に関する法律の一部を改正する法律(平成十四年法律第百七十七号)附則第三条に規定する承認に係る承認書の写し」とする。

3 農水産業協同組合は、改正法附則第四条に規定する承認を受けようとするときは、平成十七年四月三十日までに、承認申請書に理由書を添付して農林水産大臣及び金融庁長官等に提出しなければならない。

2 農林水産大臣及び金融庁長官等は、前項に規定する承認の申請があつたときは、当該申請をし

3 農水産業協同組合が改正法附則第四条に規定する要調整一般貯金等、同条に規定する要調整決済用貯金及び特定決済債務について各日においてその額を計算することが困難な理由があるかどうかを審査するものとする。

3 農水産業協同組合が改正法附則第四条に規定する承認を受けた場合において、平成十七年四月一日から平成十八年三月三十日までの間ににおける新貯金保険法施行規則第十九条の規定の適用については、同条中「別紙様式第一による保険料計算書」とあるのは、「別紙様式第一による保険料計算書及び農水産業協同組合貯金保険法及び農水産業協同組合の再生手続の特例等に関する法律の一部を改正する法律(平成十四年法律第百七十七号)附則第四条に規定する承認に係る承認書の写し」とする。

(経由官序)

第四条 農水産業協同組合が、理由書を添付した承認申請書を財務局長又は福岡財務支局長に提出しようとする場合において、当該農水産業協同組合の主たる事務所の所在地が財務事務所、小樽

出張所又は北見出張所の管轄区域内にあるときは、当該農水産業協同組合は、当該承認申請書を財務事務所長、小樽出張所長又は北見出張所長を経由して提出しなければならない。

(この命令の施行前における承認の予備審査)

第五条 農水産業協同組合は、この命令の施行前においても、改正法附則第三条に規定する承認について、附則第二条第一項の規定の例により、承認申請書に理由書を添付して農林水産大臣及び金融庁長官等に提出し、予備審査を求めることができる。

附 則 (平成一五年四月一日内閣府・財務省・農林水産省令第二号)

この命令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成一七年三月三〇日内閣府・財務省・農林水産省令第一号)

この命令は、平成十七年四月一日から施行する。

附 則 (平成一七年六月一六日内閣府・財務省・農林水産省令第二号)

この命令は、平成十七年七月一日から施行する。

附 則 (平成一八年四月二八日内閣府・財務省・農林水産省令第二号)

この命令は、平成十八年五月一日から施行する。

附 則 (平成一九年八月九日内閣府・財務省・農林水産省令第一号)

この命令は、証券取引法等の一部を改正する法律の施行の日から施行する。

附 則 (平成一〇年二月二八日内閣府・財務省・農林水産省令第一号)

この命令は、平成二十年四月一日から施行する。

附 則 (平成二三年三月一日内閣府・財務省・農林水産省令第一号)

この命令は、信託法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成十八年法律第百九号)附則第三号に掲げる規定の施行の日(平成二十二年七月一日)から施行する。

附 則 (平成二八年四月二八日内閣府・財務省・農林水産省令第二号)

この命令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二八年一二月一五日内閣府・財務省・農林水産省令第四号)

この命令は、個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律(平成二十七年法律第六十五号)附則第一条第六号に掲げる規定の施行の日から施行する。

附 則 (令和四年三月二八日内閣府・財務省・農林水産省令第一号)

この命令は、農水産業協同組合貯金保険法の一部を改正する法律の施行の日(令和四年四月一日)から施行する。

別紙様式第1(第19条関係)

保険料計算書

科 目	金額		
	決済用貯金	一般貯金等	合計
I 貯 金 等			千円
1 貯金			
2 定期積金	—		
3 指定金銘柄証券合同適用口及び貸付債権	—		
4 農林債券	—		
II 除かれる貯金等			千円
1 外貨貯金	—		
2 謙渡性貯金	—		
3 特別国際金融取引勘定において経理された貯金	—		
4 日本銀行、農水産業協同組合その他の金融機関からの貯金等	—		
5 農林債券(募集債又は保護預り契約が終了したもの)	—		
6 農水産業協同組合貯金保険機構からの貯金等	—		
7 無記名貯金等	—		
8 振替貸付債権受益権等	—		
III 基準貯金等(I - II)			千円
IV 法第6条の第2項の規定により決済用貯金とみなされる一般貯金等		千円	千円
V 特定期決済債務		—	千円
VI 基準貯済用貯金等(III + IV + V)			千円
基礎一般貯金等(III - IV)			
VII 保険料 (VI × 保険料率)	(決済用貯金に係る 保険料率 %)	(一般貯金等に係る 保険料率 %)	円

(備考)

- 1 Iの1から4までは、法第2条第1項第1号から第4号までに掲げるものにそれぞれ該当するものとする。
 2 IIの1は法第51条第1項に規定するものに該当するものとする。IIの2及び3は令第6条第1号及び第2号に、IIの4は令第6条第3号及び第4号並びに令第6条の2第3号及び第4号に、IIの5は令第6条第5号に、IIの6及び7は令第6条第6号及び第7号並びに令第6条の2第6号及び第7号に、IIの8は令第6条第8号に該当するものにそれぞれ該当するものとする。IIの9は令第6条第9号に該当するものとする。IIの10は令第6条第10号に該当するものとする。
 3 IIIに計上し、IIの1又はIIの4には計上しないこととする。また、IIの4は(特別国際金融取引勘定において経理された貯金を除く。)に該当する貯金で外貨貯金の性質を有するものは、IIの1に計上し、IIの4には計上しないこととする。
 なお、確定換算年金の積立金の運用に係る貯金等についても、IIの4には含まれない。
- 4 I及びIIの上額に未満の端数があるときは、その端数を切り捨てて上記載する。なお、その場合であってもIからIIまでの間に該当する貯金等の端数を切り捨てる場合の場合は該当しないこととする。
- 5 IVに該当する金額に決済用貯金の端数があるときは、その端数を切り捨てて上記載することとする。
 決済用貯金についてはIIIに計上し、Vに計上した計数及び基礎一般貯金等についてはIIIからIVを差し引いた計数がそれぞれVに合致するよう調整して記載することとする。
- 6 Vの特定決済債務の額については、特定決済債務に係る保険料の額が決済用貯金に係る保険料の額を定める法第51条の2第1項の規定を読み替えて適用することにより算出されるとから、決済用貯金の欄に記載することとする。
- 7 VIの決済用貯金に係る保険料率及び一般貯金等に係る保険料率は、法第51条の2第1項に規定する率及び法第51条第1項に規定する保険料率にそれぞれ該当するものとする。
- 8 保険料の額に10円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てて上記載する。

担当部課名 (電話番号)
担当者名 (FAX番号)

別紙様式第1の2(附則第2条関係)

保険料計算書

科 目	金額		
	決済用貯金	一般貯金等	合計
I 貯 金 等			千円
1 貯金			
2 定期積金	—		
3 指定金銘柄証券合同適用口及び貸付債権	—		
4 農林債券	—		
II 除かれる貯金等			千円
1 外貨貯金	—		
2 謙渡性貯金	—		
3 特別国際金融取引勘定において経理された貯金	—		
4 日本銀行、農水産業協同組合その他の金融機関からの貯金等	—		
5 農林債券(募集債又は債券が交付されたもの)	—		
6 農水産業協同組合貯金保険機構からの貯金等	—		
7 無記名貯金等	—		
8 振替貸付債権受益権等	—		
III 特定期決済債務		—	千円
IV 基準貯金等(I - II + III)			千円
V 保険料 (基礎貯金等(IV) × 保険料率)	(決済用貯金に係る 保険料率 %)	(一般貯金等に係る 保険料率 %)	円

(備考)

- 1 Iの1から4までは、法第2条第2項第1号から第4号までに掲げるものにそれぞれ該当するものとする。また、平成15年6月30日までに納付する場合において、決済用貯金は別附則第4条に掲げるものに該当するものとする。
 2 IIの1は法第51条第1項に規定するものに該当するものとする。IIの2及び3は令第6条第1号及び第2号に、IIの4は令第6条第3号及び第4号並びに令第6条の2第3号及び第4号に、IIの5は令第6条第5号に、IIの6及び7は令第6条第6号及び第7号並びに令第6条の2第6号及び第7号に、IIの8は令第6条第8号に該当するものにそれぞれ該当するものとする。IIの9は令第6条第9号に該当するものとする。IIの10は令第6条第10号に該当するものとする。
 3 IIIに計上し、IIの1又はIIの4には計上しないこととする。また、IIの4は(特別国際金融取引勘定において経理された貯金を除く。)に該当する貯金で外貨貯金の性質を有するものは、IIの1に計上し、IIの4には計上しないこととする。
 なお、確定換算年金の積立金の運用に係る貯金等についても、IIの4には含まれない。
- 4 IIIからIVまでの金額に単位未満の端数があるときは、その端数を切り捨てて上記載する。なお、その場合であってもIからIIに差し引いたIIIに計上した計数がIVに合致するよう調整して記載することとする。
- 5 IVの特定決済債務の額については、特定決済債務に係る保険料の額が決済用貯金に係る保険料の額を定める法第51条の2第1項の規定を読み替えて適用することから、決済用貯金の欄に記載することとする。(ただし、平成15年6月30日までに納付する保険料に係る保険料算出書においては、せきを記載する。)

- 6 Vの決済用貯金に係る保険料率及び一般貯金等に係る保険料率は、法第51条の2第1項に規定する率及び法第51条第1項に規定する保険料率にそれぞれ該当するものとする。

- 7 保険料の額に10円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てて上記載する。

担当部課名 (電話番号)
担当者名 (FAX番号)

別紙様式第2 (第32条関係)

負担金計算書

(組合名) (年)

科 目	金額
I 負債額	千円
II 除かれる負債 1 農林中央金庫法施行規則第107条第2項第1号、農業協同組合法施行規則第191条第2項及び水産業協同組合法施行規則第194条第2項の規定に基づき計上された引当金（債務性のない負債性引当金に限る。）（内訳） 2 金融商品取引責任準備金 3 繙延税金負債 4 再評価に係る繙延税金負債	千円
III 基準負債額（I - II）	千円
IV 負担金（III×負担率）	円

(備考)

1 I の負債額は、農林中央金庫法施行規則（平成13年内閣府・農林水産省令第16号）第111条第1項、農業協同組合法施行規則（平成17年農林水産省令第27号）第106条及び水産業協同組合法施行規則（平成20年農林水産省令第10号）第121条に規定する貸借対照表における負債の部の合計額とするものとする。

2 II の1から4は、第33条第1号から第4号までに掲げるものにそれぞれ該当するものとする。

3 II の1については、その内訳を記載する。

4 I 及びII の金額に単位未満の端数があるときは、その端数を切り捨てての上記載する。なお、その場合であってもI からII を差し引いた計数がIII に合致するよう調整して記載することとする。

5 負担金の額に10円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てての上記載する。

担当部課名	(電話番号)
担当者名	(FAX番号)